

裁 決 書

〇〇〇〇

再審査請求人 〇〇

上記再審査請求人が令和 5 年 5 月 31 日に提起した、審査庁霧島市長による令和 5 年 5 月 17 日付け総第 32 号の裁決に対する再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件再審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 再審査請求人は、霧島市建設部建設施設管理課宛に、令和 5 年 2 月 13 日付けの「施 112 号書異議申し立て」と題した文書を送付し、同課がこれに対する「令和 5 年 2 月 13 日付施第 112 号書に対する異議申し立てについて（回答）」（令和 5 年 3 月 20 日付け施第 214 号。以下「回答書」という。）を返送したところ、再審査請求人が、この回答書提出を対象処分として同年 4 月 7 日付けで、霧島市長に対し、審査請求を行った。
- 2 再審査庁は、回答書の提出は審査請求の対象となる「行政庁の処分」には該当しないことから、当該審査請求は不適法であるとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 17 日付け総第 32 号で当該審査請求を却下する裁決（以下「原裁決」という。）を行った。
- 3 再審査請求人は、令和 5 年 5 月 31 日に、原裁決を不服として霧島市長に対し、再審査請求を行った。

理 由

法第 6 条第 1 項では、「行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。」と規定している。

再審査請求人が審査請求の対象とした回答書の提出は、「行政庁の処分」に該当するものとはいえ、当該行為について再審査請求をすることができる旨を定めた法律も存在しないことから、本件再

審査請求は、不適法なものであり、却下せざるを得ない。

以上のとおり、本件再審査請求は不適法であることから、法第 64 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年 6 月 2 9 日

再審査庁 霧島市長 中重 真一 印

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。